

高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

高松市長 大西 秀人

高松市条例第64号

高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例

高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例（昭和56年高松市条例第40号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 略</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 特定用途 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 特定用途 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病</p>

院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅をいう。

(3)～(5) 略

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第3条 略

(1)～(3) 略		
(4)	600平方メートル(共同住宅の用途に供するものについては、800平方メートル)	略

2・3 略

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第3条の2 駐車場整備地区内において、特定部分の延べ面積及び戸数(共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。)が2,000平方メートル及び50戸を超える建築物を新築しようとする者は、百貨店その他の店舗の用途に供する部分にあつてはその

院、卸売市場、倉庫及び工場をいう。

(3)～(5) 略

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第3条 駐車場整備地区内において、次の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物で、延べ面積(駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。以下この条並びに次条第1項及び第2項において同じ。)が同表の(2)の項に掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該建築物の延べ面積が同表の(3)の項に掲げる面積を超える部分の面積を同表の(4)の項に掲げる面積で除して得た数値(小数点以下の端数は切り上げる。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1)～(3) 略		
(4)	600平方メートル	略

2・3 略

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第3条の2 駐車場整備地区内において、特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、百貨店その他の店舗の用途に供する部分にあつてはその床面積を3,000平方メートルで、事務所の用途に供する部分にあつては

床面積を3,000平方メートルで、事務所の用途に供する部分にあってはその床面積を5,000平方メートルで、倉庫の用途に供する部分にあってはその床面積を1,500平方メートルで、特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分にあってはその延べ面積を4,000平方メートルで、共同住宅の用途に供する部分にあってはその戸数を100戸でそれぞれ除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数は切り上げる。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2～4 略

（大規模な事務所の特例に係る大規模低減）

第4条 略

（大規模な共同住宅の特例に係る大規模低減）

第4条の2 第3条の2の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じて得た戸数の合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。

（建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置）

第5条 駐車場整備地区内において、建築物を増築しようとする者又

その床面積を5,000平方メートルで、倉庫の用途に供する部分にあってはその床面積を1,500平方メートルで、特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。）に供する部分にあってはその延べ面積を4,000平方メートルでそれぞれ除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数は切り上げる。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2～4 略

（大規模な事務所の特例に係る大規模逓減）

第4条 略

[新設]

（建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置）

第5条 駐車場整備地区内において、建築物を増築しようとする者又

は建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分が増加することとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。）をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築した場合において第3条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

（駐車施設の規模）

第7条 第3条又は第5条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条又は第5条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数（以下この項において「附置義務台数」という。）に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数は切り上げる。）に係る自動車の駐車用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、

は建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分が増加することとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。）をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築した場合において前3条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

（駐車施設の規模）

第7条 第3条及び第5条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条及び第5条の規定により附置なければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数は切り上げる。）に係る自動車の駐車用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、有効高さ2.3メートル以上としなければならない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数（小数点以下の端数は切り上げる。）

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数は切り上げる。）に2を加えた数

[削る]

3 第3条の2から第5条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、有効高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

4 共同住宅においては、前項の規定にかかわらず、第3条の2から第5条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数（小数点以下の端数は切り捨てる。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

[新設]

[新設]

3 前2項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができると市長が認めるものについては、適用しない。

4 第3条の2から第5条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、有効高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

[新設]

5 第3条又は第4条から第5条までの規定により附置しなければならぬ駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

[新設]

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、改正後の第3条の2並びに第7条第2項及び第3項の規定は適用しない。